

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年十月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月四日

埼玉県飯能県土整備事務所長 田 中 勉

<p>県道川越坂戸毛呂山線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>鶴ヶ島市大字五味ヶ谷字広田五〇番 七地先から同市大字五味ヶ谷字広田五 〇番八地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十八年十月四日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十八年十月四日 付け埼玉県飯能県土整備 事務所長告示第七号で告 示した道路予定区域の供 用開始である。 延長一七・二五メー トル</p>	<p>備 考</p>